

# 附属資料

1. 奈良市第3次総合計画基本構想
2. 奈良市附属機関設置条例（抜粋）
3. 奈良市総合計画審議会規則
4. 奈良市総合計画審議会委員名簿
5. 奈良市総合計画審議会への諮問
6. 奈良市総合計画審議会からの答申
7. 奈良市第3次総合計画後期基本計画策定経過
8. 用語解説

# 1. 奈良市第3次総合計画基本構想

## 第1章 基本構想策定にあたって

### 1. 基本構想の目的

基本構想の目的は、奈良市をとりまく社会経済環境の変化や主要課題に対応しながら、奈良市がめざすべき将来像と、これを実現するための市政運営の基本方針を示すことである。

### 2. 基本構想の目標年次

基本構想の目標年次は、2010年（平成22年）とする。

## 第2章 まちづくりの基本的な考え方

### 1. 基本理念

奈良市は、三方を青垣の山々や丘陵に囲まれた奈良盆地北部の豊かな自然のなかで、平城京として都が開かれ、天平文化の華を咲かせるなど、わが国の歴史、文化において重要な役割を担ってきた。1898年（明治31年）の市制施行後は、交通網の整備や宅地開発などの進展に伴う都市基盤の整備が行われ、歴史、文化、自然に恵まれた環境を活かした国際文化観光都市として、今日まで発展してきた。

1991年に策定した「奈良市新総合計画」では、こうした奈良市の発展の経緯と特性をふまえ、「人と自然と文化を大切にすまちなち」を都市の理念とし、歴史的風土と自然が調和した環境を人類の貴重な資産として守り育てるとともに、人間性を尊重し、新しい文化を築く営みが展開される都市の創造をめざした。

「奈良市新総合計画」期間中は、この都市の理念をまちづくりの基本として、様々な施策を進め、市制100周年にあたる1998年には、「古都奈良の文化財」として、東大寺をはじめとする八資産群が、ユネスコの世界遺産リストに登録された。

歴史や自然環境を守り育てるとともに、新しい時代に対応した文化を創造し、人を中心としたまちづくりを進めることの重要性は、今日ますます高まっている。こうしたなかで、世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産をまちづくりの核とし、人と自然と文化を大切にすまちなちづくりをさらに発展させるため、世界遺産がもつ学術、芸術、技術の粋に学び、加えて人の心を大切にし、次の100年に向けた基盤づくりをめざす。

### 2. 都市の将来像

これまで奈良市は、豊かな歴史、文化、自然をもつ国際文化観光都市として、さらに、近畿圏の良好な住宅都市として発展してきた。

また、「古都奈良の文化財」が、ユネスコの世界遺産リストに登録されたことにより、これらを含む歴史的風土と自然環境が調和した風格のある奈良市が、あらためて世界的に認められることとなった。

これからの奈良市は、世界遺産を人類全体の遺産として積極的に保全しつつ、それら

をはじめとする歴史的文化遺産をまちづくりの核と位置づけ、国際文化観光都市として、独自性の確立をめざす。

少子・高齢化、国際化、情報化といった時代の変化に柔軟に対応するとともに、市民はもちろん奈良市を訪れる一人ひとりが、奈良の歴史、文化、自然に学び、誇りと喜びを感じ、多くの人々を引きつける平和で魅力あふれるまちをめざす。

こうした取り組みが、奈良の歴史、文化、自然の価値をいっそう高め、文化性の高い市民生活を実現するとともに、より多くの人々が魅力を感じて集い、学び、交流の輪を広げ、新しい文化を育てていく。

このようにして生まれる新しい交流と文化が、奈良市を輝ける未来へとつないでいく。そこで、都市の将来像を「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」とする。

### 3. 基本方向

都市の将来像である「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」のまちづくりについて、具体的な方向性を示す。

#### (1) 世界遺産を核に交流するまち

関西では近年、関西国際空港の開港と2期事業の着工、関西文化学術研究都市の建設といった国家的プロジェクトの進展がみられた。また、リニア中央新幹線構想や首都機能移転の候補地の一つとして、三重・畿央地域が検討されるなど、奈良市と全国や世界を結ぶ基盤整備が進んでいる。

これまでも奈良市は、国際文化観光都市として多くの人々が集まり、交流する場となってきたが、世界遺産という新しい価値が加わったことは、奈良市の情報発信において大きなチャンスと言える。

世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産を核として、新しい情報網を積極的に活用し、奈良市をより良く知ってもらい、魅力を感じてもらうための情報交流を進めるとともに、国内はもとより世界各国から人々が集う場や機会を提供する。

#### (2) 歴史、文化、自然を未来につなぐ心豊かなまち

21世紀において、奈良市がその特性を活かし発展していくためには、豊かな歴史、文化、自然を守り育て、次の世代へとつないでいかなければならない。また、それは、世界遺産をもつ都市としての使命と言える。

市民はもちろん奈良市を訪れる多くの人々が、千古から先人たちによって受け継がれてきた奈良の歴史、文化を学び、理解し、愛する心を育むことによって、現代から未来に活かす新しい知恵を生み出していくことができる。

また、世界的にも環境問題への取り組みが重要となっているなか、奈良市は、貴重な自然環境を保全する取り組みにおいて先導的役割を果たし、将来に向けた循環型社会づ

くりを進める。

### (3) みんなが主役となるまち

活発な交流を行い、歴史、文化、自然を未来につないでいくには、市民の積極的な参加が必要となる。

そのためには、市民一人ひとりが、奈良の歴史、文化、自然を愛し、市民はもちろん奈良市を訪れる多くの人々とのふれあいを広げるとともに、この奈良市で暮らすことの誇りと喜びを感じることでできるまちづくりを進める。

また、次代を担う子どもが健やかに育ち、高齢者が安心していきいきと毎日を送れるとともに、市民の自主性・主体性が尊重され、様々なライフスタイルが実現できなければならない。

こうしたまちづくりを進めるため、市民と行政、市民相互、奈良市に集うすべての人々との情報交流を進め、まちを愛する多くの市民がまちづくりに参加でき、市民一人ひとりが主役となることをめざす。

## 4. 人口

奈良市においては、世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産を核とし、その保全に努めながら進められる京阪奈新線、京奈和自動車道、リニア中央新幹線などの交通網の整備と相まって、多くの人々を迎えることのできる魅力あふれるまちをめざす。

また、豊かな自然環境と調和のとれた良好な住環境整備を積極的に進める。

こうした状況をふまえ、全国的には出生数の減少に伴い、人口が減少すると予想されるものの、奈良市は、交流人口の拡大と将来人口 40 万人をめざしたまちづくりを進める。

## 第3章 施策の大綱

都市の将来像を実現するための施策を、体系的に示す。

### 1. 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

人権が尊重され、安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくことは、まちづくりの基本である。同和問題をはじめ、女性、障がい者、外国人などに対する様々な差別や偏見を解消するため、行政と市民が一体となって、互いの人権を尊重する取り組みを進め、人権文化の創造をめざす。

そして、多文化共生をめざし、生命の尊厳、人権尊重を中心に据えた平和の文化を発信していくことが重要である。

世界遺産をもつ奈良市は、その豊かな歴史、文化、自然を守り育て、未来につなげ、これからのまちづくりに活かしていかなければならない。さらに、新しい個性的な市民

文化を創造していくことが重要である。

そのためには、市民一人ひとりが個性や能力を発揮し、新しいまちづくりに取り組めるよう、男女共同参画や市民・国際交流、文化・芸術活動を進める機会づくりと支援を行う。

そして、こうした取り組みを未来につないでいくため、次代を担う子どもたちが自主性、創造性、社会性など「生きる力」を身につけ、いきいきと学び、遊ぶことができるよう、学校、家庭、地域が一体となって、新しい時代に向けた教育内容の充実や教育環境の改善などを進める。

さらに、子どもから高齢者まで、すべての世代にわたって交流を図り、ともに学ぶ開かれた社会を築いていくため、その基盤となる生涯学習の充実をめざす。

## 2. 福祉のまちづくり

少子・高齢化をはじめとする社会構造の変化に伴って、市民のニーズはますます多様化・高度化してきている。こうしたなか、だれもが住み慣れた地域や家庭で、安心していきいきと暮らしていくことのできる社会を実現するために、様々な面から総合的な福祉のまちづくりを進める。

このためには、福祉、医療、保健の連携を強化し、健康づくりや医療体制の充実を図るとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域がともに支え合う地域福祉の充実をめざす。そして、いつでも、どこでも、だれにでも必要な福祉サービスを提供できるシステムづくりや、高齢者、障がい者、子どもにもやさしいバリアフリーのまちづくりを進める。

また、だれもが安心して生きがいを感じる高齢期を迎えることができるよう、介護保険事業の適切な運営に努めるとともに、高齢者が心身ともに充実した生活を送ることができる生きがい対策など、総合的な高齢者福祉の充実を図る。

さらに、次代を担う子どもたちが、健やかに育っていける環境整備を進めるとともに、安心して出産や子育てができる支援体制の充実を図る。

## 3. 環境保全と安心・快適なまちづくり

地球規模の環境問題が深刻化するなかで、地域レベルの循環型社会の構築をめざした取り組みが重要である。

奈良市には、世界遺産に登録された春日山原始林をはじめとする豊かな自然や歴史遺産が存在することから、その環境保全が国際的にも特に求められている。そのため、温暖化ガス排出量削減やゴミ減量、特に分別収集、資源リサイクルなどについての取り組みを進め、歴史と自然を大切にする環境にやさしいまちづくりをめざす。

また、自然は、人々にやすらぎと憩いの場を提供してくれるが、とりわけ奈良市にとっては、歴史、文化とともに多くの人々を引きつける大きな魅力となっているため、ま



ちづくりの観点からも積極的に自然との共生を図り、歴史的景観や環境の保全・整備に努める。

こうした自然との共生を進める一方で、快適な都市環境を創造するための道路、公園、上・下水道などの都市基盤整備や都市機能の充実、うるおいのある居住環境整備も不可欠であり、これらと一体となった計画的な土地利用を進めるための施策を展開する。

さらに、災害や事故などのない、安全に暮らせるまちをめざし、震災や風水害等の防災対策、交通安全対策、消防・救急体制等の充実を図る。

#### 4. 地域を支える産業を育成するまちづくり

産業活動は、豊かな市民生活を支え、都市の活力を維持、発展させるとともに、社会参加を求める人々に多様な雇用機会を提供する。

近年では、経済の国際化が進展し、情報ネットワークを活用したビジネスが広がりを見せるなかで、国際的な競争力を確保するとともに、急速に変化する世界的標準に的確に対応した産業活動の展開が求められている。

こうした社会の変化のなか、奈良市の主要産業である観光関連産業が、海外や国内の観光都市との競争のなかで、集客力を維持し、発展していくために、世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産を核とし、情報ネットワークを活用した積極的な情報発信、誘致活動、各種基盤施設の整備を進める。

加えて、総合的な地域経済の振興を進めるため、市民参画によるイベントやコンベンションを展開、支援するとともに、市民全体でもてなしの心の高揚を図り、国際文化観光都市としての魅力の向上に努める。

また、奈良の歴史、文化と深い関わりをもつ伝統工芸、地場産業については、地域特性や独自性を活かした活性化を図る。そして農林業では、生産基盤整備を進める。

さらに、高齢化の進展や男女共同参画社会の実現などの社会環境の変化に対応し、シルバー産業や家事支援サービス、余暇関連サービスなどの生活支援型サービス業の振興を図るなど、消費者のニーズにこたえていくとともに、消費者保護にも努める。

## 第4章 基本構想の推進

### 1. 市民参加の推進

社会経済環境が大きく変化し、人々のライフスタイルが多様化するなかで、様々な地域課題にきめ細かく対応していくことが、ますます重要となっている。また、市民のニーズに対応したまちづくりを進めるため、その把握の継続的取り組みや、計画策定プロセスへの市民参加の重要性が高まっている。

一方、市民は、コミュニティ活動やボランティア活動に積極的に参加し、より質の高い行政サービスを求めて主体的に行政に働きかける動きもみられる。

こうしたなかで、まちづくりへの市民参加を推進するため、市民と行政のパートナー

シップが求められており、コミュニティ活動やボランティア活動を支援するとともに、NPOなどとの連携を図り、より多くの市民が参加できる多様な機会づくりを進める。

さらに、様々なメディアを活用した積極的な情報公開と情報交流を推進する。

## 2. 効率的な行財政運営の推進

地方分権の進展や中核市への移行、少子・高齢化の進行をはじめとする社会の変化に伴って、市民の行政需要はますます増加・多様化し、新たな行政サービスの提供が求められており、限られた財源や人材等の資源を有効に活用し、対応していかなければならない。

このため、情報システム等を活用した事務の効率化とともに、事務事業の徹底した見直しを図り、簡素で効率的な組織・機構への再編、財政の健全化に努め、地方分権時代にふさわしい効率的な行財政運営を推進する。

## 3. 関係機関との連携の推進

市民の活動エリアの広域化やニーズの多様化に伴い、関係機関との役割分担と相互協力の重要性が高まっている。

このため、広域的視野のもとに上位計画との整合性を図りながら、行政各分野において、国、県、近隣市町村、関係団体、民間企業との情報交流を積極的に行い、幅広い連携、協力を推進する。

## 2. 奈良市附属機関設置条例（抜粋）

**第1条** 法律若しくはこれに基く政令に定のあるものを除く外、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機関は別表のとおりとする。

**第2条** 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務

## 3. 奈良市総合計画審議会規則

（目的）

**第1条** この規則は、奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）第2条の規定により、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

**第2条** 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。



#### (小委員会及び部会)

**第3条** 審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

2 小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

#### (会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (幹事)

**第6条** 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

#### (庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

#### (雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

## 4. 奈良市総合計画審議会委員名簿

### <奈良市総合計画審議会委員>

副会長	伊藤 忠通	奈良県立大学教授
	上田 和男	奈良市PTA連合会会長
	上野 ひろ美	奈良教育大学理事・副学長
	大石 正	奈良女子大学大学院人間文化研究科教授
	大西 崇夫	奈良市農業委員会会長
	久保 博子	奈良女子大学助教授
会長	杉江 雅彦	同志社大学名誉教授
	杉若 弘子	奈良教育大学助教授
	高橋 敏朗	大阪市立大学名誉教授
	田辺 征夫	奈良文化財研究所所長
	谷井 勇夫	奈良市観光協会会長
	淡野 明彦	奈良教育大学副学長
	西口 廣宗	奈良商工会議所会頭
	野崎 善男	奈良市民生児童委員協議会連合会会長
	馬場 徹	奈良市自治連合会会長
	藤井 賢一	奈良県企画部長
	藤井 義治	奈良市万年青年クラブ連合会会長
	藤原 昇	奈良女子大学名誉教授
	松井 静子	奈良佐保短期大学名誉教授
	村田 伊代子	奈良市地域婦人団体連絡協議会会長

### <第一部会>

伊藤 忠通	部会長
久保 博子	
杉江 雅彦	副部会長
杉若 弘子	
高橋 敏朗	
藤原 昇	

### <第二部会>

伊藤 忠通	
上田 和男	
上野 ひろ美	
杉若 弘子	副部会長
高橋 敏朗	部会長
田辺 征夫	
野崎 善男	
藤井 義治	
松井 静子	
村田 伊代子	

### <第三部会>

大石 正	
大西 崇夫	
久保 博子	副部会長
杉江 雅彦	
谷井 勇夫	
淡野 明彦	
西口 廣宗	
馬場 徹	
藤井 賢一	
藤原 昇	部会長

(50音順敬称略)

## 5. 奈良市総合計画審議会への諮問

奈 企 企第218号

平成17年9月12日

奈良市総合計画審議会

会 長 杉 江 雅 彦 様

奈良市長 藤 原 昭

奈良市第3次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

奈良市第3次総合計画後期基本計画を定めるにあたり、別添のとおり後期基本計画（案）を策定いたしましたので、奈良市附属機関設置条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 6. 奈良市総合計画審議会からの答申

奈 総 審 第1号

平成18年2月2日

奈良市長 藤 原 昭 様

奈良市総合計画審議会

会 長 杉 江 雅 彦

奈良市第3次総合計画後期基本計画について（答申）

平成17年9月12日付け奈企企第218号で諮問のあった「奈良市第3次総合計画後期基本計画（案）」について慎重に審議を重ねた結果、その内容に一部修正を行い、別添のとおり答申します。

ついでには、当審議会における意見を十分ふまえ、奈良市の将来像である「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」の実現に努められるよう希望します。

なお、計画期間の5年を展望したとき、少子・高齢化の進行や人口の減少など社会環境の変化が考えられます。計画の実現に向けては、市民と行政が協働し多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応したまちづくりを推進するとともに、これまで以上に透明性の高い行財政運営を図り、市民生活のより一層の向上に尽力されることを期待します。



## 7. 奈良市第3次総合計画後期基本計画策定経過

		11月24日	奈良市総合計画審議会会長から市長に後期基本計画の中間答申がなされる
7月11日	第1回奈良市総合計画審議会 開催 ・委員の委嘱 ・会長、副会長の選出 ・奈良市第3次総合計画の概要説明	12月1日 ～28日	後期基本計画（案）に対する市民の意見募集実施
7月22日	第2回奈良市総合計画審議会 開催 ・部会の設置 ・後期基本計画の基礎指標説明	12月8日	基本計画特別委員会 開催 ・後期基本計画中間答申をもとに審査
9月12日	第3回奈良市総合計画審議会 開催 ・後期基本計画（案）の諮問 ・後期基本計画（案）の審議	12月12日	基本計画特別委員会 開催 ・後期基本計画中間答申をもとに審査
10月14日	第1回奈良市総合計画審議会 第2部会開催 ・後期基本計画（案）各論の第1章及び第2章の審議 第1回奈良市総合計画審議会 第3部会開催 ・後期基本計画（案）各論の第3章及び第4章の審議	12月13日	基本計画特別委員会 開催 ・後期基本計画中間答申をもとに審査
		12月14日	基本計画特別委員会 開催 ・後期基本計画中間答申をもとに審査
		12月16日	基本計画特別委員会委員長より後期基本計画中間答申の審査報告がなされる
		<b>【2006年（平成18年）】</b>	
10月25日	第1回奈良市総合計画審議会 第1部会開催 ・後期基本計画（案）総論に関する審議	1月17日	第5回奈良市総合計画審議会 開催 ・後期基本計画（案）の審議
10月31日	第2回奈良市総合計画審議会 第1部会開催 ・後期基本計画（案）総論に関する審議	2月2日	奈良市総合計画審議会会長から市長に後期基本計画の答申がなされる
11月7日	第4回奈良市総合計画審議会 開催 ・後期基本計画（案）の審議	2月10日	奈良市第3次総合計画後期基本計画を決定

## 8. 用語解説

### 【ア行】

#### ■ ISO14001

ISO（国際標準化機構）によって認証される環境管理システム規格。企業、団体等の環境対策への対応の基準を示すものとなっている。

#### ■ IT

情報技術（information technology）のこと。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

#### ■ アウトリーチ

劇場や美術館等の芸術文化発信基地から外に飛び出し、社会と広く接点を持ち、芸術文化を広める活動。

#### ■ AED（自動体外式除細動器）

心臓に電気ショックを与えて心拍を再開させる機器。

#### ■ NGO

Non-Governmental Organization の略語で、政府組織ではない民間の団体・組織のこと。非営利である点ではNPOと同じであるが、公的ではなく民間が行っているという非政府性がより強調される。一般には国際連合と協力できるような、国境にとらわれない国際的活動を行う組織という意味で使われることが多い。

#### ■ NPO

Non-Profit Organization の略語で、非営利団体・組織のこと。市民が主体となって社会的な活動を行っている民間の非営利団体を指す。NGOとほぼ同義語であるが、私企業などと違って営利を目的としない社会的事業を行っているという非営利性がより強調される。日本では国内における概念として用いられることが

多い。なお、NPO法人（特定非営利活動法人）は、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体のことを言う。

#### ■ FAQ

「よく聞かれる質問」という意味で、よくある質問とそれに対する回答をまとめたもの。

#### ■ LGWAN

地方自治体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方自治体の組織内ネットワークを相互に接続している広域ネットワーク。

### 【カ行】

#### ■ 行政手続のオンライン化

住民が自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて、申請・施設予約などの行政手続を行えるようにすること。

#### ■ 建築協定

地域の住民が自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決めて、それをお互いに守り合うことを制度化したもの。

#### ■ 公共キオスク端末

公共施設等におかれる情報端末で、行政手続や公共的な案内を行う。

#### ■ 公的個人認証サービス

行政手続をインターネットを通じて電子申請により行う場合に必要となる電子証明書を、市区町村と都道府県が共同して住民に提供するサービス。



■ **高病原性鳥インフルエンザ**

鳥類がインフルエンザウイルスに感染して起こる病気。鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性がある特定のウイルスによるインフルエンザ。

■ **コンベンション**

会議。集会。見本市。

【サ行】

■ **三位一体改革**

①国庫補助負担金の削減、②地方交付税の改革、③国から地方への税源移譲の3つを一体にして改革を進めること。地方分権を推進し、地域の自己責任と自己決定に基づく効率的な行政サービスを提供できるよう地方自治体の財政基盤や自立性を強化することをめざし、「平成15年度予算編成の基本方針」の中に初めて登場したことば。

■ **CATV**

ケーブル（有線）テレビの略語。同軸ケーブルによって接続した特定の地域に対して、多様なサービスを提供するTV放送システム。地上波放送のほか、独自番組、BS（放送衛星を用いた衛星放送）やCS（通信衛星を用いた衛星放送）の番組も配信されている。インターネット接続など、次世代メディアとしても注目されている。

■ **GDP（国内総生産）**

国内で新たに生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。国の経済規模を計る指標のひとつで、この伸び率が「経済成長率」になる。類語のGNP（国民総生産）は、外国に住む国民の生産量も含めている。日本では近年、国の生産量

をより正確に計るためGNPに代わってGDPを用いるようになった。

■ **自助・共助・公助**

災害時において「自助」とは、自分の命は自分で守ること。「共助」とは、地域の人たちで助け合って地域の安全を守ること。「公助」とは、行政とライフライン各社をはじめとする公共企業が行う応急対策活動をいう。

■ **住民基本台帳ネットワークシステム**

各種行政の基礎である住民基本台帳の4情報（氏名／住所／性別／生年月日）と住民票コード、これらの変更情報についてネットワーク化を図り、全国共通に電子的な本人確認ができる仕組み。

■ **情報セキュリティ対策**

市が保有する個人情報等の情報資産をさまざまな脅威から保護し、安全性を維持する対策。

■ **情報ネットワーク**

インターネットに代表される、通信回線を通じてさまざまな情報をやり取りできる仕組み。

■ **情報リテラシー**

コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

■ **世界遺産**

世界各地の文化遺産、自然遺産を人類全体の財産として、各国が協定して守っていくため、1972年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づいて

認定された文化遺産、自然遺産。

## 【タ行】

### ■団塊の世代

第二次世界大戦後の日本において、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。作家の堺屋太一氏がその著書の中で命名した。この前後の世代に比べて特に人口が多い。かれらが2007年（平成19年）以降一斉に定年退職を迎えることによる影響を「2007年問題」と呼ぶことがある。

### ■地区計画

住民と権利者の合意のもとで決めるまちづくりのルール。

### ■データベース

さまざまな情報を大量に蓄積、整理して、コンピュータを用いて検索などができるように構成されたファイルまたはその集合体。

### ■鳥インフルエンザ

鳥類がインフルエンザウイルスに感染して起こる病気。鳥インフルエンザウイルスに感染して発病するのは、鶏や七面鳥等の家禽に限られ、野鳥はほとんど発病しない。

## 【ナ行】

### ■ニート

Not in Education, Employment or Training の頭文字を取った略語。就業の意思がない点でフリーターとは区別される。これに近い概念として、厚生労働省が年齢を15～34歳に限定した非労働力人口（就業者でも求職中の失業者でもない者）である若年無業者のうち家事

も通学もしていない者、と定義した集計では平成16年に64万人となり、10年前に比べ1.5倍以上増加している。

## 【ハ行】

### ■光ファイバー

光通信の伝送路に使うガラス繊維でできた細い線。光ファイバーを心線とする通信ケーブルを光ファイバー・ケーブルといい、従来の通信ケーブルと比較して、桁違いの大量のデータを高速に伝送できる。

### ■PFI

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。

### ■BSE（牛海綿状脳症）

牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起し、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病。

### ■ビジット・ジャパン・キャンペーン

訪日外国人旅行者の増大をめざして、国を挙げて取り組む戦略的なキャンペーン。

### ■フリーター

「フリー」と「アルバイト」を合わせた和製の造語。厚生労働省による「労働経済の分析」では、年齢が15～34歳の学校卒業者、かつ女性については未婚で、アルバイト又はパートとして雇用されている者、または現在家事も通学もしておらずアルバイトやパートの仕事希望している者、と定義される。

### ■ポータルサイト

入り口や窓口として情報提供を行なう

ウェブサイトのこと。利用者がインターネットを利用する際に最初に訪れる場所。

#### ■ ホームページのアクセサビリティ

利用しているすべての人が、年齢や身体的条件に関係なく、ホームページに提供されている情報に問題なくアクセスし、利用できること。

#### ■ ホストコンピュータ

ネットワークに接続している端末に、各種サービスを提供する中心となる高い処理能力をもつ大型のコンピュータ。

#### 【マ行】

#### ■ メセナ活動

企業が文化・芸術活動に対し後援・資金支援を行うこと。[アウグストゥス治下の古代ローマの政治家で文芸を庇護したマエケナス (Maecenas) の名にちなむ]。

#### 【ヤ行】

#### ■ ユニバーサルデザイン

年齢や言葉の違い、身体的条件などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいものであるように製品や環境などをデザインすること。もとのデザインを変更したり、特別な仕様を加えたりすることで今ある障壁を除去する「バリアフリー」からさらに深く踏み込んだ考え方とされる。

#### 【ラ行】

#### ■ リカレント教育

学校教育終了後、職業生活に入っても必要に応じて、教育を受け直すことができる環境を、教育政策の上で保証しようとするもの。

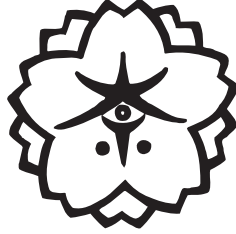
#### ■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利のこと。1994年（平成6年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で提唱され、「リプロダクティブ・ヘルス」は、女性の性に関する機能やその生涯において「身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること」をいう。また、これを享受する権利のことを「リプロダクティブ・ライツ」という。具体的には、だれもが安全で満足な性生活を営むことができ、子どもを産むかどうか、また産むならいつ、何人産むかを自由に決定し、安心して妊娠や出産ができることなどを意味する。

#### ■ レファレンスサービス

利用者のさまざまな相談に応じ、利用の手助けを行うこと。

## 奈良市章



奈良市の市章は1903年（明治36年）5月に制定されました。  
「あをによし奈良の都は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり」と万葉集に歌われた、  
ゆかり深い奈良八重桜をかたどっています。

## 市 民 憲 章

- 奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい  
自覚と誇りに生きましょう。
- 奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。
- 奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。
- 奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。
- 奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしまし  
よう。

### 奈良市第3次総合計画 後期基本計画 世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら

---

発行日 2006年2月

発 行 奈良市

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

T E L 0742-34-1111（代表）

企画・編集 奈良市企画部企画政策課

---